

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際自然保護連合（IUCN）拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	55,777千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際自然保護連合（IUCN）						
国際機関等の 概要及び成果 目標	<p>（1）設立経緯等・目的：1948年に設立。自然保護に関わる国家、政府機関並びに国内及び国際的非政府機関の連合体であり、地球規模での野生動植物の保護や自然環境の保全を目的としている。2017年12月末時点では、88の国家会員、125の政府機関会員及び1,126の非政府機関会員等が加盟。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、IUCN事務局の事業を支援するための拠出金である。本件拠出金により、日本は、IUCNの一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認等及び環境分野における国際的な規範作りを担う世界自然保護会議（総会）に国家会員として参加することができ、それにより日本の方針がIUCNの諸活動に反映されることが期待されるとともに、地球規模での野生動植物の保護や自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各方面への勧告、開発途上地域に対する支援等を促進すること等を目標とする。</p>						
1 専門分野 における活動 の成果・影響 力	<p>・2017-2020年を対象とするIUCNの活動の基本的枠組を定めた文書である「IUCNプログラム2017-2020」は、①自然の評価と保全、②天然資源の効果的かつ衡平なガバナンスの促進及び支援、③気候変動・食料安全保障・経済社会開発を含む社会的課題に対応する自然由来の解決策の展開、を優先分野としている。これらの優先分野での活動に加え、自然環境・天然資源の保全の分野で専門家による調査研究を行い、関係各方面への勧告・助言、開発途上地域に対する支援等を実施している。これらのIUCNの取組の中でも、特に、「絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）」の作成は国際的に広く認知されており、同リストはワシントン条約（CITES）での議論等、様々な国際的議論に引用されている。</p> <p>・2017年には、「IUCNプログラム2017-2020」に基づき、ビジネス、気候変動、防災、環境法、森林、ジェンダー、ガバナンスと人権、海洋と極地、保護区、種、水、世界遺産の各テーマの下、専門家による調査研究や各方面への勧告、開発途上地域に対する支援等が実施され、主要出版物は合計31件に達した。</p> <p>・IUCNは、ユネスコ世界自然遺産条約及びワシントン条約（CITES）の諮問機関となっているほか、ラムサール条約の事務局機能を担っている。また、生物多様性条約（CBD）、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム（IPBES）等、多くの環境分野の国際条約や枠組等との覚書やパートナーシップ等を締結し、IUCNの専門的知見や長期にわたる経験等を共有することで、環境分野における各種国際機関間の連携に貢献している。</p> <p>・世界自然保護会議（WCC）（IUCNの総会。4年に1回開催。）等への国家会員としての参加等を通じて、日本の方針がIUCNの活動に反映されるよう働きかけを行っている。国家会員は3票分の発言権を有しており、重要な環境問題に関連する議論に際して、日本の立場を効果的に発信していく観点からその有用性は高い。</p> <p>・2016年の第6回WCCで導入されたオンライン討議制度を含む動議プロセスの改善に関し、日本を含む各国からの主張を踏まえ、会期間に理事会で議論が行われており、日本から選出された地域理事（東・南アジア地域を代表）も、その議論に積極的に参加している。</p>						
2 組織・財政 マネジメント	<p>・外部監査 対象年度：2017年、実施主体：PricewaterhouseCoopers (PwC)、報告・提出月：2018年5月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</p> <p>・財政状況の報告 報告・提出月：2018年5月（2017年度）</p> <p>・2016年から事務局機能の改善が進められており、2017年には調達プロセス等の効率化を図るためのシステム改善やツール作成等が進められた。また、人事面では新たな評価管理システム等が導入された。</p> <p>・WCCにおける組織・財政マネジメントの改善に向けた議論等に日本も積極的に参加している。</p>						
3 日本の外 交課題遂行に おける有用 性・重要性	<p>・IUCNは、世界遺産条約の諮問機関として技術的な評価・調査を実施し、世界自然遺産の登録につき助言を行う等、関係各方面に勧告・助言を行うほか、レッドリストの作成等、自然・天然資源の保全の分野における専門家による調査研究、情報収集、報告書の作成及び配布等を行っており、この分野において国際的な大きな影響力を有している。本件拠出を通じて日本が国家会員として参画することにより、日本の方針をIUCNの取組に反映させるとともに、世界各国に対して日本の地球環境問題への積極的な取組を効果的に発信することができる。</p> <p>・WCCにおけるIUCNプログラムや各種動議等に関する議論に積極的に参加し、日本の立場を効果的に反映するよう努めている。</p>						

- ・WCCにおける意思決定はコンセンサスを基本とするものの、意見がまとまらない場合は多数決で意思決定が行われる。日本は国家会員として3票分の投票権を有しており、WCCでの意志決定に参加する地位を有している。
- ・IUCNは世界45か所に地域事務所を有しており、その専門的知見を活用し、世界各国で事業を実施。日本が生物多様性条約事務局に提出した生物多様性日本基金を活用し、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関するワークショップをアジア太平洋地域で開催する等、日本と連携した活動を実施している。
- ・IUCNにはNGOも会員として加盟することができ、WCCでの勧告案提案や投票などの権利も有している。日本国内のNGOは16団体がIUCN会員となっている。また、IUCNが実施する事業への民間企業等からの評価は高く、経団連自然保護協議会はIUCNに非政府機関会員として加盟しているほか、トヨタ自動車株式会社はIUCNのレッドリスト事業に資金支援を行っている。

加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
88	548	2	0	0.4%	2	0

その他特記事項：

- ・堀江正彦元駐マレーシア日本国大使が、個人資格によりIUCN理事会の地域理事（東・南アジア地域を代表）を務めている。（任期は2016年～2020年）。
- ・インターンとして、日本人が4名採用されている。

5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	4年に一度のWCCの前に事務局が事業計画及び予算案を作成し、会員に配布。総会において事務局から説明を受け、検討の上、承認。
	DO	拠出金を支払。IUCN理事会（年に2度開催）及び総会で財政状況及び事業実施状況をモニタリング。
	CHECK	毎年の財務の外部監査、理事会及び総会で成果を評価。
	ACT	IUCN理事会及び総会において、必要に応じて改善を提言。
	・各国からの拠出は、コア予算に組み込まれるため、日本からの拠出を特定できない。	

担当課室名 地球環境課